(二)　発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十・三一五を乗じた金額（ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額）を控除することができる。

十四　利子　第十号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（償還期限について同じ。）。

各発行対象国債の額面金額×各発行対象国債の利率／100×1／2

十五　償還期限　（別表のとおり）

十六　償還金額　額面金額百円につき百円

十七　入札の基準とする各発行対象国債の利回り　平成二十五年八月二十二日付で日本証券業協会が発表した公社債店頭売買参考統計値表に掲載された各発行対象国債の平均値の単利利回りとする。

十八　元利金支払場所　日本銀行

十九　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者

二十　払込期日　平成二十五年八月二十六日

（別表）

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額（額面金額）
利付国庫債券（十年）（第三百一回）	一・五％	平成三十一年六月二十日	八億円
利付国庫債券（十年）（第三百二回）	一・四％	平成三十一年六月二十日	七十六億円
利付国庫債券（十年）（第三百四回）	一・三％	平成三十一年九月二十日	十六億円
利付国庫債券（十年）（第三百八回）	一・三％	平成三十二年六月二十日	千百五十八億円
利付国庫債券（十年）（第三百九回）	一・一％	平成三十二年六月二十日	二百八十億円
利付国庫債券（十年）（第三百十回）	一・〇％	平成三十二年九月二十日	五十億円
利付国庫債券（十年）（第三百二十一回）	一・〇％	平成三十四年三月二十日	九十六億円
利付国庫債券（十年）（第三百二十二回）	〇・九％	平成三十四年三月二十日	五十億円
利付国庫債券（十年）（第三百二十三回）	〇・九％	平成三十四年六月二十日	四億円
利付国庫債券（十年）（第三百二十六回）	〇・七％	平成三十四年十二月二十日	八十七億円
利付国庫債券（十年）（第三百二十七回）	〇・八％	平成三十四年十二月二十日	四十四億円
利付国庫債券（二十年）（第五十一回）	二・〇％	平成三十三年六月二十一日	六億円
利付国庫債券（二十年）（第五十五回）	二・〇％	平成三十四年三月二十一日	十億円
利付国庫債券（二十年）（第五十七回）	一・九％	平成三十四年六月二十日	三十八億円
利付国庫債券（二十年）（第六十六回）	一・八％	平成三十五年十二月二十日	二百七十八億円
利付国庫債券（二十年）（第七十三回）	二・〇％	平成三十六年十二月二十日	三十八億円
利付国庫債券（二十年）（第七十六回）	一・九％	平成三十七年三月二十日	三百二億円
利付国庫債券（二十年）（第七十八回）	一・九％	平成三十七年六月二十日	六十二億円
利付国庫債券（二十年）（第九十六回）	二・一％	平成三十九年六月二十日	五億円
利付国庫債券（二十年）（第百一回）	二・四％	平成四十年三月二十日	三百億円
利付国庫債券（二十年）（第百五回）	二・一％	平成四十年九月二十日	五億円
利付国庫債券（二十年）（第百六回）	二・二％	平成四十年九月二十日	七十八億円

○財務省告示第二百九十七号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第十一項の規定に基づき、平成二十五年八月八日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十五年九月十日　　財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　利付国庫債券（二年）（第三百三十回）

二　発行の根拠法律及びその条項　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　募集取扱機関による募集の取扱いによる発行

五　発行額　額面金額で百七十四億十万円

六　払込金額　百七十四億三千百四十二万百八十円

七　最低額面金額　五万円

八　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。